

府政報告会用

2019年度当初予算編成と
2月定例府議会に向けた

府政への提言・要望

2018年12月

民主ネット大阪府議会議員団

平成30年12月14日

大阪府知事 松井 一郎 様

民主ネット大阪府議会議員団

代 表 中村 哲之助

府政への提言・要望

【平成31年度当初予算編成と府政の運営について】

今年も余すところ僅かになりました。貴職におかれては府政推進のため、様々な課題にお取り組みいただいていることに敬意を表します。

この1年を振り返ると、異常なほどの大規模自然災害が続き、日々の平穏な暮らしを一瞬に破壊しました。多くの方々が犠牲になられ、今なお厳しい生活を余儀なくされている方々も多数おられます。お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りし、被災された方々にお見舞い申し上げます。今後、被災者への支援を充実し、復旧・復興活動が一日も早く進むよう切に求めます。

また、今夏は地震、豪雨に続いて災害レベルといわれる「酷暑」に見舞われましたが、決して今年だけの現象ではないと考えなければなりません。さらに、酷暑とともに酷寒対策も急務の課題です。降雪・凍結等による交通機関の麻痺、都市インフラの損傷、農作物の影響等、さらに深刻になることは間違いありません。今回の災害を教訓に、様々な分野の課題と支援・受援体制のあり方等を検証するとともに、都市機能総体のBCP等を早急に確立してください。

さて、先日の大阪万博開催決定は喜ばしいことですが、今後、必要な財源確保問題や会場整備など多くの課題が待ち構えています。大阪の将来にマイナスとならないよう、万全の対策を講じられることを切に求めます。

このような中、新年度予算の編成作業等を始めておられますが、引き続いて財政規律の堅持に努め、府民の安全・安心の実現へ、そしていざという時のためのセーフティネットの確立に重点を置かれますよう、求めるものです。

ついては、表題の件について、以下のとおり提言・要望しますので、可能な限り府政運営に反映されるようお願いいたします。

府政への提言・要望（一覽）

1 信頼の府政を築く

- (1) 府政の進め方・法定協議会
- (2) 財政規律と課題
- (3) 庁舎・府有財産の管理について
- (4) 活気ある府庁を
- (5) 公募制度の見直し
- (6) SDGs

2 平和と人権・自治を尊重する

- (1) ヘイトスピーチ等への対策
- (2) 差別撤廃と環境整備
- (3) 無戸籍者・犯罪被害者への施策
- (4) 市町村との連携

3 子ども・女性に笑顔を

- (1) 乳幼児医療の充実
- (2) 子どもの貧困と虐待などの防止
- (3) 就労支援
- (4) JKビジネス
- (5) 妊娠と出産へのサポート
- (6) DV対策
- (7) 子育て支援
- (8) 保育の充実

4 福祉・医療の充実

- (1) 地域包括ケアシステム
- (2) 幼老への取組み
- (3) 孤独死・自己放任をゼロに
- (4) 認知症高齢者対策
- (5) 地域貢献と福祉基盤整備等
- (6) 3障がい対策
- (7) 福祉現場の安全対策
- (8) アルコール健康障がいと糖尿病重症化対策
- (9) 感染症・がん対策
- (10) 受動喫煙防止対策
- (11) 難病対策
- (12) 医療体制の充実

5 人を育てる教育

- (1) いじめ、不登校への対策と依存症対策
- (2) 夜間中学
- (3) 通学安全
- (4) 府立高校の入試制度と再編
- (5) 教員配置と医療的ケア
- (6) 部活動と教員の多忙化対策
- (7) 私学助成
- (8) 日本語指導の充実
- (9) 奨学金、授業料、校則について

6 暮らしを支える

- (1) 消費者被害対策
- (2) 生活困窮者対策
- (3) 住宅への支援

7 勤労者・中小企業・大阪を元気に

- (1) 働き方改革の推進
- (2) 自殺防止・ニート・ひきこもり対策
- (3) メンタルヘルス
- (4) ブラック企業とワークルール
- (5) 公契約
- (6) 中小企業の振興対策
- (7) 商店街の復興
- (8) 国家戦略特区等について
- (9) 観光客の増加へ
- (10) トラック協会への補助金復元
- (11) 安全安心な持続的農業の推進

8 安全・快適なまちを

- (1) 公共交通
- (2) 空き家対策
- (3) 異常気象と環境対策
- (4) 危機管理
- (5) 警察力の充実
- (6) 自転車の安全対策とモラル
- (7) 都市インフラの老朽化対策

1 信頼の府政を築く

(1) 府政の進め方・法定協議会

① 「競争は私の政治哲学だ」と橋下元知事は言い続け、松井知事も同様の府政運営を続けているが、競争のスタートラインにさえ立てない人達が数多く存在するし、競争すること自体が不合理なものも相当ある。違いを互いに認め合い、誰もが共生できる社会づくりを目指すこと。

② 特別顧問・特別参与⁽¹⁾についての異常さがかねてから指摘してきたところである。他の附属機関⁽²⁾委員との一元化などを含め、抜本的にあり方を見直すこと。

③ 大阪市廃止・特別区設置に向けた府・大阪市の法定協議会⁽³⁾が行われ、不毛ともいふべき協議が続いている。さらに、大阪市の廃止による経済効果は1兆円超という委託業者の報告が発表されたが、学者からは、調査・分析に不可欠な重要課題が対象にされていない、検証された物でも不十分であること等、詳細にわたって厳しい指摘がなされている。

従って、依然として反対論が根強くある中、政令市の大阪市の廃止するための協定書⁽⁴⁾作成をめざす法定協会は出来るだけ早期に閉じるべきである。

(2) 財政規律と課題

① 本府の財政基盤は一定改善されては来ているが、いまなお厳しいものである。財政規律を厳守することはあらゆる施策に優先するテーマである。議会との十分な議論の中で、可能な限り体質改善に努めること。

特に、6月に起った北部地震で明らかになったよう

に、いざという時の「財政調整基金⁽⁵⁾」は可能な限り確保すること。

② リニア新幹線、大阪万博の誘致など、大規模プロジェクトの推進を多く掲げているが、費用対効果・次世代への負担・危機管理対策などを十分に検討し、後世に悔いを残さないようにすること。

とりわけ、大阪万博の開催に向けた取組みが本格的にスタートするが、東京オリンピックで指摘された問題（計画を大幅に上回る費用等）が大阪でも生じるのではないかと、多くの府民が不安を抱えておられる。知事が先頭に立って、全庁一丸となり、開催に要する適正な費用負担、国・地方・経済界のそれぞれの役割・責任の明確化を改めて確立し、後世の府民に多大な負担を残すことにならないよう細心の注意を払うこと。「風呂敷を広げ過ぎた」などと言う発言があってはならない。

③ 官と民の役割分担を見直し、新時代にふさわしい行財政改革を大胆に進めること。なお公共施設においては、新規建設から予防保全・長寿命化の時代へ転換している。今回の北部地震や西日本豪雨を教訓に、公共施設等の倒壊を未然に防ぐため、予防保全⁽⁶⁾をしっかり行い、府民の不安と負担を軽減すること。

④ 国では引き続き、地方法人課税の偏在を是正するとの方針が打ち出されている。しかし、これまでの偏在是正措置は地方固有の税源を召上げる形で行われており、大阪の税金が大阪で活用できていない現実、府民の理解を得られないものとなっている。大都市特有の行政需要に対応するためにも、地方財政の充実・強化にむけ引き続き国に対する精力的な働きかけを求める。

(3) 庁舎・府有財産の管理について

① 咲洲庁舎（旧 WTC）については、安全性・経済

(1) 特別顧問・特別参与 知事の委嘱を受けて、特定の施策に関して調査、助言を行う者。

(2) 附属機関 執行機関の要請により行政執行の前提としての調停、審査、審議、調査などを行う。

(3) 法定協議会 大阪市を廃止し、新設する特別区の具体的内容を定めた協定書をつくる機関で、大都市法に基づく。府知事、大阪市長、府議・市議各9人の計20人で構成している。

(4) 協定書 新たに設置する特別区の事務内容、特別区の区域、庁舎の位置、議会の構成、府と特別区の財源などの詳細を取りまとめたもの。

(5) 財政調整基金 自治体が財源に余裕がある年に積立て、不足する年に取崩すことで財源を調整し、計画的な財政運営を行うための貯金。

(6) 予防保全 各種機器や設備等の保守を、あらかじめ計画的に検査・再調整等を行うことで機器や設備の劣化・故障を防ぐこと。予防保全にもコストが必要だが、そのためのコストをかけても、通常は劣化・故障による損失よりも安価。

性・利便性・効率性の見地からみて撤退がふさわしいことは明らかである。本庁舎西側の解体撤去後、適切な規模の庁舎を建設し、既存の庁舎を含めて一元的な管理を実現することが望ましい。

② 本庁舎、出先機関や各施設の駐車場は有料・無料さまざまであるが、一定の利用料金を徴収することを原則とし、どうすれば公平・妥当なシステムになるかを検討すること。とりわけ府議会議員に用意されている公用スペースはすべて有料とすること。

③ 府有財産の適正管理のため、府所有の未登記建物の表題登記を積極的に推進すること。

④ 進捗率が全国の下位に低迷している地籍調査の促進を図ること。

(4) 活気ある府庁を

① 府庁を活気あるものとするためには、そこで働く職員が生き活きと働ける環境が大切であり、職員がその能力を発揮でき、責任感を持てる職場づくりを進めなければならない。府庁に活気をよみがえらせ、職員が躍動する環境づくりへ大転換すること。

また、2020年4月から導入される会計年度任用職員制度⁷⁾や臨時的任用職員⁸⁾の任用等については、働き方改革の趣旨を踏まえ、雇用形態にかかわらず公正な待遇が確保できるよう早急に検討を行うこと。

② 現行の知事部局における人事評価制度を抜本的に見直すとともに、職員基本条例⁹⁾の廃止も視野に入れた検討をすること。

③ 高質な行政サービス提供のためには、有為な人材の確保が重要である。しかし、官民を問わず人材確保

⁷⁾ 会計年度任用職員制度 地方公務員法・地方自治法の改正で2020年4月から導入される制度で、一会計年度を超えない範囲で置かれる非常勤の職。

⁸⁾ 臨時的任用職員 災害など緊急の場合や1年未満の期間内に廃止されることが予想される臨時のものである場合に任用する職員。地方公務員法・地方自治法の改正により、その対象は「常勤職員に欠員が生じた場合」に厳格化される。

⁹⁾ 職員基本条例 大阪府職員の人事評価を相対評価とすることや分限・懲戒処分などを定めた職員基本条例、労使関係における職員団体との交渉等に関することを定めた条例、職員の政治的行為の制限に関する条例のこと。

競争が激化し、本府の職員採用試験の競争倍率は低下傾向にある。適切な勤務条件を整備し、国、他の地方公共団体、民間企業との比較で、魅力ある職場であることを効果的に発信するなど、人材確保に向けた取組みを強化すること。

④ 世代交代によって増えつつある若手職員へのノウハウ継承の観点から、再任用制度¹⁰⁾を効果的に運用する必要がある。職域の拡大や適切な勤務条件を整備することにより、高齢期職員が引き続き大阪府において、その能力と経験を発揮したいと考える魅力ある職場づくりを検討すること。

(5) 公募制度の見直し

民間人材の活用と職場活性化のために導入した「公募制度」は効果以上に問題点の大きいことが既に明らかとなっている。根本的な見直しを実施すること。

(6) SDGs

国連が策定したSDGs¹¹⁾（持続可能な開発目標）について、本年度当初に推進本部を立上げ、SDGs先進都市をめざすとしているが、具体的取組、方向性が明確に示されているとは言えない。理念の普及、理解の促進のため、全庁一丸となった取組みを進めること。

2 平和と人権・自治を尊重する

(1) ヘイトスピーチ等への対策

ヘイトスピーチに加えて、ネット上での悪質な差別表現などの新たな差別問題が深刻化している。人権啓発の充実とともに悪質な事案には毅然とした対応を行い、早期に規制条例が制定できるように取り組むこと。

¹⁰⁾ 再任用制度 定年を迎えた公務員を再雇用する仕組み。

¹¹⁾ SDGs 2015年に国連が持続可能な開発目標として、2030年までの15年間で達成するために掲げた目標。17の大目標と、具体的な169のターゲットで構成されている。

(2) 差別撤廃と環境整備

① 大阪府では、障がい者差別解消法の施行と同時に障がい者差別解消条例を施行した。条例の附則も踏まえ、府や市町村に寄せられた相談事例について、障がい者団体等関係者の参画のもと、分析・評価をさらに充実させ、差別解消の取組みを進めること。

なお、障がい者を対象とした職員採用選考において、「職務遂行にあたっては職員以外の人に関わることができない」と条件を課すことは、障害者雇用促進法の趣旨から不適切であり削除を求める。また、全ての任命権者において障がい者雇用の法定雇用率⁽¹²⁾を遵守するとともに、障がいの種別を問わず職域の拡大に努力すること。

② あらゆる差別の撤廃に向けた取組みを強化するとともに、2016年12月16日に施行された「部落差別解消推進法」の目的・基本理念等をふまえ、部落差別撤廃のために相談体制や啓発及び教育の充実、部落差別の実態に係る調査を推進すること。

また、LGBT⁽¹³⁾等の問題についても積極的に取組み、公正採用選考人権啓発推進員制度等を活用して差別撤廃・人権確立に向けた企業等への取組みを強化すること。

さらに国際都市大阪として、人権・環境等について定めたガイドランスである「ISO 26000⁽¹⁴⁾」(2010年11月発効)の具体化に積極的に取り組むこと。

③ 府民が身近なところで人権について学べる機会を増やすための環境整備に努めること。

(3) 無戸籍者・犯罪被害者への施策

① 近年、無戸籍者⁽¹⁵⁾の存在が大きな社会問題になっ

⁽¹²⁾ 障がい者法定雇用率 障害者雇用促進法によって、民間企業、国、地方公共団体は、「常時雇用している労働者数」の一定の割合以上(法定雇用率)の身体、知的、精神の各障がい者を雇用することが義務づけられている。

⁽¹³⁾ LGBT (エル・ジー・ビー・ティー) 女性同性愛者(レズビアン、Lesbian)、男性同性愛者(ゲイ、Gay)、両性愛者(バイセクシュアル、Bisexual)、性同一性障害を含む性別越境者など(トランスジェンダー、Transgender)の人々を意味する頭字語。

⁽¹⁴⁾ ISO26000 ISO(国際標準化機構:本部ジュネーブ)が発効した、組織の社会的責任に関する国際規格のこと。

⁽¹⁵⁾ 無戸籍者 親が子どもの出生時に様々な事由によって出生届を

ている。本人の意志によってこのようになったわけではなく、誰でも人として尊ばれ、安心して教育を受け、仕事につき、医療などのサービス提供を受けることができなければならない。国と十分な協議等を行い、法改正を求めるとともに、大阪における実態の把握と可能な限りの支援対策を講じること。

② 犯罪被害者への二次被害を防ぎ、住居や就労、教育等の支援体制を確立していくための有効な条例制定を急ぐこと。

(4) 市町村との連携

① 住民により身近な市町村で事務が行われることは望ましいが、事務の取扱いに相応しい財源が担保されていることが事務移譲の前提条件である。「権限」と「財源」はセットで考えるべきものであり、既に移管済みの事務についても、真の分権・自治に相応しいものとなっているかを点検すること。

3 子ども・女性に笑顔を

(1) 乳幼児医療の充実

社会全体で子どもを育てていく観点からすれば、医療費助成制度に所得制限を設けるべきではない。また、乳幼児に限定せず、義務教育終了までは家庭の医療費負担をゼロにすることが、子どもを持つことを望む家庭へのあるべき支援である。

(2) 子どもの貧困と虐待などの防止

① 子どもの貧困対策法において、貧困対策は国と自治体の責務とされた。同法に基づき2016年度実施した「子どもの生活に関する実態調査」の精緻な分析をもとに、「貧困は自己責任」という市場原理から脱却し、「子どもの育ちは社会全体で支える」という理念に沿った総合的政策を実施すること。

② いじめ・虐待で落命する子どもが後を絶たない。

出さなかったため、戸籍自体がない状態の者。

府の体制をさらに拡充することが必要である。とりわけ、児童相談所へ相談に来られる家庭については、経済的に不安定であることなどを理由に転居することが多く、さらに他府県へ移る場合も多く見受けられる。子どもの支援継続のためには、全国の児童相談所の相談歴を互いに把握できるシステムづくりが急務である。国に法整備を強く求めるとともに、庁内各部局や関西広域連合・府内市町村・警察等との連携強化をさらに図ること。

③ 経済格差を教育格差に連鎖させてはならない。学校現場で教育と福祉をつなぐ役割を担う SSW⁽¹⁶⁾（スクールソーシャルワーカー）の配置を拡充すること。

(3) 就労支援

すべての国民は勤労の権利を有しており、就職困難層がその権利を行使するにあたり要する特別の配慮は、行政において提供すべきものである。

同時に、勤労は国民の義務でもあるが、自助努力に委ねてしまうのではなく、労働条件の整備など必要な支援を行政において実施すべきであり、とりわけ、母子家庭の母への就労支援策は府が率先して実施すること。

(4) JKビジネス

今日、JKビジネス⁽¹⁷⁾と言われる新たな問題が深刻化している。東京都と同様に大阪でも条例制定されたが、単なる規制・罰則に終わることなく、青少年が問題を正しく認識し、健全な判断能力を持って行動できるよう、教育の面からの取組みを一層強化すること。

(5) 妊娠と出産へのサポート

社会情勢が少子化・核家族化へと変容する中で、地域のつながりが希薄となり、育児や出産で身近な協力

を得にくい世の中となった。妊娠、出産、子育ての間を埋める切れ目のない体制作り、シームレスなサポートが必要であり、特に妊婦の相談・健診、育児などに十分な支援策を講じること。

また、文科省は2018年3月、「公立の高等学校における妊娠を理由とした退学等に係る実態把握の結果等を踏まえた妊娠した生徒への対応等について」を通知した。この通知を周知徹底し、妊娠した生徒が学び続けることができるよう支援策を講じること。

(6) DV対策

DV⁽¹⁸⁾対策を引き続いて強化すること。特に外国出身の女性が被害にあう事例が多く、その対策はとりわけ重要である。日本語が分からないために、事案がより深刻化する傾向にあるため、母国語で対応できる窓口を拡充すること。

(7) 子育て支援

各市町村の事業計画とその進捗状況を府において検証し、実効性ある施策が実施されるよう、市町村への支援を充実すること。

さらに、地方版子ども子育て会議の開催状況が芳しくない市町村に対して、府において必要な支援を行うこと。

(8) 保育の充実

① 休日、夜間、病児・病後児⁽¹⁹⁾・短期入所などの多様な保育の充実に取り組む自治体や保育園・NPO団体等を支援すること。

② 昨今の保育を取巻く環境は「待機児の解消」、いわゆる量の確保が主流となり、保育環境の低下が心配される。保育の質アップと保育環境エリア拡充へ府は先頭に立って取り組むこと。

③ 企業主導型の保育施設が相当数設置(未着手含む)

⁽¹⁶⁾ SSW 学校や日常生活の様々な問題に直面する子どもを支援する社会福祉の専門家。社会福祉士や精神保健福祉士などとともに、教育・福祉現場での活動実績がある人も。

⁽¹⁷⁾ JK ビジネス 女子高生に男性向けのサービスを行わせる、いわゆる「リフレ」、「お散歩」、などの業務形態のこと。性犯罪の温床として各地で規制が始まった。

⁽¹⁸⁾ DV 配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振られる暴力。被害者は女性だけではない。

⁽¹⁹⁾ 病児・病後児 病気の回復期にある子ども、回復期に至らない子ども。

されたが、地域の自治体が各施設の状況を十分に把握しきれていないことから、有効に機能しているとは言い難い。しっかりと関与できる状態を確立し、待機児解消に役立てること。

4 福祉・医療の充実

必要な人が必要なときに必要なサービスが確保される福祉社会の構築、さらに、住み慣れた地域で安心して医療が受けられる体制の構築へ、下記の課題をしっかりと対応すること。

また、福祉医療費助成制度⁽²⁰⁾の再構築によって、対象から外されてしまった、使い勝手が悪くなったなどと厳しい声が出されている。関係者の意見を聴取しつつ、十分な再検討を行い、真にセーフティネットとしての役割を果たすことができるように整備すること。

(1) 地域包括ケアシステム

現代において福祉は、雇用と経済発展を生む有望な分野になっている。利用者の人権を重視した良質なサービスの提供を確保するとともに、サービス提供者の経営基盤の安定化を図るために、様々な団体の参画も得ながら、安全・安心の地域包括ケアシステム⁽²¹⁾作りに取り組むこと。

(2) 幼老への取り組み

高齢者施設と保育園等を併設し、高齢者と幼児が交流する取り組みが富山県を初め各地で進んでいる。大阪府では他都市と同様に介護・保育の人材不足が深刻であり、要介護高齢者の受け皿になっている高齢者施設・住宅に保育所を併設することによって、介護・保育関係者の離職要因を一定程度解決することに繋がると

⁽²⁰⁾ 福祉医療費助成制度 老人、障害者、ひとり親家庭、乳幼児を対象に、経済的負担を軽減し、必要な医療を受けやすくするよう、医療費の自己負担の一部を助成する市町村に対して補助を行う制度。

⁽²¹⁾ 地域包括ケアシステム 住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることを可能にする包括的な支援・サービス提供体制。

もに、就労促進・人材マッチングにも役立っていく。従って、これらの取り組みを進めるための支援策を講じること。

(3) 孤独死・自己放任をゼロに

① 日本では古来より、高齢者はムラ全体で守るべき存在であり、孤独死というようなことは起こりえなかった。今日、近隣住民による見守りが期待できない以上、行政がこの問題へ積極的に関与し、高齢者を一人にしないシステムを構築し、孤独死ゼロを明確な目標に明示して取り組みを推進すること。

② セルフネグレクト⁽²²⁾（自己放任）の方は全国で1万人を超えると指摘されている。死亡する事例も報告されており、市町村とともにこれを根絶するための有効な方策を進めること。

(4) 認知症高齢者対策

① 昨年1年間の行方不明者の内、認知症が原因だった人は15,863人（この内1,801人は大阪で全国最多）に上ったと報告されており、統計を始めた2012年以降5年連続で増加している。所在確認のための情報共有やGPS⁽²³⁾、IoT⁽²⁴⁾（Internet of Things）などの取り組みを進めること。

② 市町村長からの成年後見⁽²⁵⁾の申立てについて、地域ごとの差が大きすぎる。市町村の抱える課題を調査し、十分なノウハウを持たない市町村へのサポートなど、地域による格差を平準化させる取り組みが必要である。

(5) 地域貢献と福祉基盤整備等

⁽²²⁾ セルフネグレクト 単身者が通常の生活を維持するのに必要な行為を行う意欲・能力を無くし、健康・安全を損なうこと。食事や医療を拒否し、不衛生な環境で生活を続け、孤独死に至る。

⁽²³⁾ GPS Global Positioning Systemの略。米国が軍事用に打ち上げた衛星からの信号を受信することで、自身の現在位置を知るシステム。

⁽²⁴⁾ IoT Internet of Thingsの略。ネットワークにモノを接続してサービスを拡充する概念。外出中に自宅の家電製品を操作するなど、その広がりには計り知れない。

⁽²⁵⁾ 成年後見 自己決定能力が欠如する高齢者等の財産・人権等を保護するための後見制度で、民法等関連4法の改正で2000年に施行。

- ① 地域貢献を望む社会福祉法人、非営利組織等が活動する環境向上の絶え間ない整備に努めること。
- ② 福祉基盤の整備において最も重要なことは人材の確保である。その確保の妨げとなっている環境課題を改善し、人材の定着率を向上させる取組みを進めること。
- ③ 民生委員・児童委員の担い手不足が深刻化していることから、見える化プロジェクトを実施したが、さらにこれの拡充を行うこと。さらにこの見える化プロジェクトによって、めざす担い手不足の解消がどの程度解消していけるのか等、分析を始めるべき時期に来ている。
- ④ 知的障がいや発達障がい⁽²⁶⁾等の子どもが中心となっている放課後等デイサービス⁽²⁷⁾の報酬体系が4月に改定されたことを受け、全国で相当数の施設が閉鎖された。府内には数多くの施設があり、引き続いて市町村とともに詳細な実態把握を行い、適切な対策を講じること。また、これまでから指摘されている「利益優先で質の低い事業者」には今後とも厳しい姿勢で臨むこと。

(6) 3障がい対策

- ① 身体・知的の障がいに比べて、精神障がいは施策展開が遅れている。3障がいへの施策を平準化すべく、市町村との取組みを強化すること。
- ② 知的障がいのある人の自立や社会参加を目的として、2019年アブダビ（アラブ首長国連邦）で開催される「スペシャルオリンピックス⁽²⁸⁾2019 夏季大会」の選考を兼ねた「スペシャルオリンピックス 2018 愛知」が9月に愛知県で開催され、大きな感動を呼んだ。知的障がい、発達障がいの人達の自立・社会参加の動き

⁽²⁶⁾ 発達障がい 発達障害者支援法には「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されている。

⁽²⁷⁾ 放課後等デイサービス 障害のある児童等が学校の授業終了後や休日に通う施設で、療育・居場所両機能を備えた福祉サービス。

⁽²⁸⁾ スペシャルオリンピックス 知的障がいのある人の自立や社会参加を目的として、日常の練習や、その成果を発表する場としての競技会を提供する国際的な組織。

がさらに進むよう、強力にサポートすること。

(7) 福祉現場の安全対策

- ① 福祉施設で相対的に弱い立場に置かれる利用者を守るための取組みを推進し、さらに、悪質な施設などは直ちにそれを公表し、社会的な制裁を促すこと。

また一方で、職員が利用者によって暴力やセクハラを受けるケースも増えてきている。職員が働きやすい職場にする上で解決を要する重要課題である。職員が毅然と振舞うことのできる環境づくりへ府がイニシアティブをとること。

- ② 介護施設のBCP⁽²⁹⁾策定がほとんど浸透していないとの指摘がある。府内のあらゆる介護施設のBCP策定について、現状を把握するとともに、必要な支援・指導を実施すること。

- ③ 障がい者グループホーム⁽³⁰⁾へのスプリンクラー設置については、平成29年度末に経過措置期間が終了しているが、グループホーム利用者が高齢化・重度化することにより、新たにスプリンクラーの設置が必要となる場合も考えられる。このため、事業者が速やかに設置することができるよう、財政面の支援策の充実に努めること。

また、スプリンクラー設備も含め、事業所における防火安全対策に関するチェックや指導に努めること。

(8) アルコール健康障がいと糖尿病重症化対策

- ① 2017年9月に府アルコール健康障がい対策推進計画が策定された。アルコール健康障がいの発生、進行と再発防止が前進するように、部局が連携した取組みを進めること。とりわけ、依存症の現状は近年増加傾向にあり、この防止対策に努めること。

- ② 大阪府内の糖尿病患者推計は約40万人と指摘されている。糖尿病が重症化すると、腎不全、失明、心

⁽²⁹⁾ BCP 事業継続計画（Business continuity planning）の略。地震などの大災害で府庁舎が被災したとしても、行政サービス等が途絶えてしまうことのないよう、また早期の復旧が可能となるよう、あらかじめ策定しておく計画。

⁽³⁰⁾ グループホーム 高齢者や障がい者が少人数（5～10人程度）で共同生活を営む住居とその形態。

筋梗塞などの合併症を併発するとともに、医療費も膨大になる。府はこれまで以上に医師会や市町村とともに、予防プログラムの実効性を高める努力を行うこと。

(9) 感染症・がん対策

① インフルエンザをはじめ感染症に関するニュースを耳にする機会が近年になって増えている。その影響の大きさ・深刻さからすれば、医療部門だけの問題と考えるのではなく、府内市町村・企業などと一体になって対策に取り組むべきである。

② 改正がん対策基本法が2016年12月に施行された。がん患者が尊厳を保持しつつ安心して暮らすことのできる（がん患者が治療と仕事を両立できる）社会の構築を目指し、がんに関する教育の推進とともに法改正の趣旨を事業主等に徹底すること。

③ 小児がんは発見が難しく、がんの増殖も速いが、成人に比べて化学療法や放射線療法による効果が高く、近年の医療の進歩で、現在では70～80%が治るようになってきたが、本人と家族の苦痛は並大抵ではない。また小児がんでは治癒後、何年も経ってから晩期合併症⁽³¹⁾が現れることがよくあり、この場合、生活面や教育面で社会的な様々なサポートが必要とされている。小児がん患者へのサポート体制を市町村等と連携して確立させること。

(10) 受動喫煙防止対策

受動喫煙防止対策を効果的なものとするため、2月定例議会での条例制定を目指しているが、制定後、条例の目的が可能な限り果たされるよう、各分野の協力を得て、府民への周知とともに、防止対策に取り組む者への経済的な支援策も講じていくこと。

(11) 難病対策

① 難病法⁽³²⁾が2014年に成立し、指定難病の追加等

⁽³¹⁾ 晩期合併症 小児がん特有の現象で、発育途中のため、成長や時間の経過に伴って、薬物療法などの影響で発育障害、無月経、肥満、糖尿病などの合併症がみられる。

⁽³²⁾ 難病法 難病患者への医療費助成はこれまで研究事業の一環と

で、計331疾病となり、府内の医療費助成の受給対象者は大幅に増加した。医療費助成制度に係る国の費用負担(1/2)は法定化されたが、難病患者の療養生活の支援に関する事業は国の予算の範囲内での実施となるため、必要額が全額カバーできていない。今後ますます府の負担が増額すると思われるため、国への要請とともに府も必要な対策を講じること。

② 多くの難病患者と団体の悲願となっている「難病センターの建設」を実現すること。

(12) 医療体制の充実

① 地域医療構想⁽³³⁾が策定されたが、病床数の単純な数値のみで拙速な対応を進めることのないようにすること。

② 医師の長時間労働が重要な問題となっている。医師の負担のみではなく、患者への影響も深刻で、医療機関への立入検査の際、重点項目としてチェックし、徹底した指導・監督を行わなければならない。とりわけ、府立の5病院で問題とならない体制を構築すること。

③ 女性医師の就業環境の改善と整備を図るため、府として復職研修や相談事業を積極的に進めること。

④ 医療機関の大半が患者の入院時に身元保証人を要求し、保証人がない場合、入院を拒否するという違法な状況が見られる。医師法に抵触するこれらを強力に指導すること。また、府立の5病院では未だに保証人を求めているが、速やかに保証人を求めないよう改善すること。

⑤ 近年の8020運動に見られるように、また夜間の歯科救急医療が取組まれるなど、口腔（特に歯科）の健康対策が重要になっている。

府民の「歯」の状況を的確に把握し、新たな施策展開のためにも、速やかに歯科専門部署（グループ）を

の位置づけであったため予算の確保が課題であった。この法律で必要性が明確化されたことで、必要財源が安定的に確保されることとなった。

⁽³³⁾ 地域医療構想 それぞれの地域での医療の実態や人口予測などをもとに、国が定めた計算方式で将来の医療需要を推計し、必要病床数を定め、実現に向けた方策を決める。

充実するとともに、府内の保健所へも可能な限り歯科医の配置に努めること。

また、歯科救急医療への府費投入を拡充すること。

5 人を育てる教育

(1) いじめ、不登校への対策と依存症対策

① 小中学校での子どもによる暴力事案は、府教委によるこの間の取組みで減少しているが、小学校での減少率が中学校に比べて低い。中学校での取組みを小学校の取組みに活かすこと。

② フリースクール⁽³⁴⁾等学校以外の場に通う児童・生徒も含めて、不登校児童・生徒の学習活動や心身の状況等の継続的な把握等、必要な措置を講じること。

③ いじめの多発する本府では2014年にいじめ防止基本方針を策定（2018年3月改訂）したが、速やかに条例を制定し、一層強力な取組みができるようにすること。

④ WHOは本年6月、スマホやタブレット端末の普及に伴ってオンラインやテレビゲームにのめり込み、日常生活が問題になる「ゲーム障害」を新たな疾病として認定し、依存症の一つとして「国際疾病分類」に加えることとした。近年、大人も子どももゲームに異常なほど熱中し、ゲームをプレイする時間などが自分でコントロールできず睡眠や食事を十分に取らない、勉強する時間も激減するなど、日常生活に支障をきたすようになるケースも増えている。小学校入学段階から、いわゆる「スマホゲーム病」にならないよう、指導を行うこと。また依存症と疑われる場合には、家族や医療関係者等とともに早期治療にあたること。

(2) 夜間中学

夜間中学⁽³⁵⁾へ通う方々は、学びへの意欲という面で、

⁽³⁴⁾ フリースクール 不登校の子どもなどを対象に学習の機会・場所などを提供する施設・サービスなどの一般的呼称

⁽³⁵⁾ 夜間中学 義務教育の年齢（満15歳）を超えており、中学校を卒業していない人や実質的に十分な教育を受けられないまま中学校

最も高次の思いを抱いて勉学に励んでいるとって言い過ぎではない。「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の理念に基づき、これらの方々を支える取組みに公費負担を増やすこと。

(3) 通学安全

通学安全にかかるソフト・ハード両面の整備について、各市町村の自助努力だけに任せるのではなく、必要な支援を府において追加的に実施すべきである。

(4) 府立高校の入試制度と再編

① 2016年度府立高校入学者選抜は、制度を大きく刷新して実施された。今後、受験生が安心して入試に取り組むことができるよう、入学者選抜を安定した制度として運用するとともに、市町村教育委員会などの意見も踏まえつつ、制度検証を続けること。

② 学校の再編は単純に府の都合で策定したルールのみで決定できるものではなく、これまでの歴史や地域での役割などを十分に考慮することが必要だ。また、小出しでの計画作成には場当たりの印象が拭えず、始めに全体計画を明らかにすること。

(5) 教員配置と医療的ケア

① 昨年4月に文科省が公表した「教員の勤務実態調査」において、中学校教員の6割がいわゆる「過労死基準」を超えて勤務していることなどが示された。教員数の絶対的な不足と深刻な多忙を解決することが求められている。教育の基本は「人材」、この当たり前のことを実践するために、府が単独で加配⁽³⁶⁾を行うこと。

② 人工呼吸器を使用する子どもを、保護者の付添なしで安全安心に受け入れるため、学校看護師の配置等、引き続き、教育環境を整備していくこと。

を卒業した人で、入学を希望する人に対して、夜間に中学校教育を行うことを目的とする中学校。

⁽³⁶⁾ 加配 少数指導を行う場合やいじめ・不登校など指導上特別な配慮が必要な場合など地域や学校の教育課題に即して、基礎定数に加算する。

また、医療的ケア⁽³⁷⁾を必要とする子どもが地域の小中学校において安全安心に学ぶことができるよう、現行の「市町村医療的ケア体制整備推進事業」から「市町村医療的ケア実施体制サポート事業」へスムーズに移行を図り、看護師の安定的確保や施設整備について市町村へのサポートを継続すること。

③ 一部の医療的ケアの技能習得を、支援学校の全教員に原則義務付ける先進的な自治体が現われ始めた。府においても、医療安全を確実に確保するために、看護師等の指導のもと、対象となる児童生徒等の障害の状態や行動の特性を把握し、信頼関係が築かれ、特定の児童生徒等との関係性が十分ある教員が認定特定行為業務従事者⁽³⁸⁾の認定を受けられるよう、必要な取組みを進めること。

④ 文科省は、2020年度までに概ねすべての特別支援学校の教員に特別支援学校教諭等免許状の所持を、また小中学校の特別支援学級担任の所持率も現状の2倍程度とすることを目標としている。特別支援学校教諭等免許状の取得に向け、教育庁による認定講習の開催など機会の確保に努めること。

⑤ 知的障がいのある子どもたちの後期中等教育を保障するため、府立高校に設置されている知的障がい生徒自立支援コース⁽³⁹⁾や共生推進教室を拡充すること。

⑥ 非常勤講師への賃金未払い問題で労働基準監督署からは是正勧告を受けた。誰もが理解・納得のできる賃金体系とすること。

(6) 部活動と教員の多忙化対策

① 多忙を極める教員が子どもと向き合う時間や指導の質の確保のため、学校教育法施行規則が改正施行さ

れ、部活動指導員⁽⁴⁰⁾が法的に位置付けられた。府内の教育現場をみれば、一刻も早く実現を求められる内容である。府においても部活動指導員が今年度から活用されているが、さらに拡充すること。

② 「働き方改革⁽⁴¹⁾」や教職員の健康管理の観点から、長時間勤務の一層の縮減を図る必要があるとして、「全校一斉休日」、「ノークラブデー」の通知を行った。これは教員だけではなく、生徒の健康管理の上からも重要である。府立学校のみではなく各市町村立学校でもその趣旨が実効あるものとなるよう、指導・助言を徹底すること。

③ 教員の勤務時間等が正確・継続的に把握できるシステムが整っていない地域・学校がまだ多く存在すると言われている。過労死等が強く指摘される中、徹底した取組みを行うこと。

④ 多くの市町村立学校では、36協定⁽⁴²⁾が締結されない状況で学校事務職員等の時間外勤務が命じられている。こうした違法状況をなくすよう、市町村教委への指導・助言を徹底すること。

(7) 私学助成

① これまでから経常費助成の100%復元、耐震化率の100%達成を繰り返し提言してきた。

さらに、現行の58万円のキャップ制⁽⁴³⁾は多くの問題点を抱え、私学関係者から再考要請も強く打ち出されており、速やかに見直しに着手すべきである。

② 大阪府外へ進学している生徒についても授業料支援補助対象とすること。

③ 長期にわたる朝鮮学校への運営補助金ストップが学校経営を行き詰らせている。さらに耐震対策でも他

(37) 医療的ケア 経管栄養注入やたんの吸引などの医療行為のこと。

(38) 認定特定行為業務従事者 府や登録研修機関が実施する研修の終了者など、喀痰吸引等の実施に必要な知識、技術を有する者として認定された者。

(39) 自立支援コース・共生推進教室 自立支援コースは高等学校の学籍で、卒業時は高等学校の卒業証書が授与される。共生推進教室は支援学校の学籍で、卒業時は支援学校の卒業証書が授与される。これらは知的障がいのある生徒が高等学校で学ぶ取り組みで、クラブ活動も生徒会活動も学級活動も行う。

(40) 部活動指導員 文科省が定めた「教育活動である部活動で、校長の監督を受け、技術的な指導に従事する」と規定された職種のこと。中学校の運動部活動では指導する教員の約半数が競技経験なし。

(41) 働き方改革 仕事の質を高め組織パフォーマンスの最大化を図りつつ職員の心身の健康確保・ワークライフバランス・女性活躍の促進等を加速させるため、府が独自の働き方改革に取り組んでいる。

(42) 36協定 時間外労働に関する労使協定のこと。労基法36条に基づき、会社は時間外労働を命じる場合、労組などと書面による協定を結び、届け出る必要がある。

(43) キャップ制 府が私立高校生等を対象に実施する授業料支援について、助成金額に上限を設定していることの一一般称。

の私学と同様の対策が講じられていない。補助金復活を含めて現実的な対応方を検討すること。

(8) 日本語指導の充実

府内の小中学校・義務教育学校⁽⁴⁴⁾・高校には、日本語を十分に話せない子ども達が多数通学し、混乱も生じている。これらの子ども達が安心・円滑に学校生活を送ることを可能にするため、従来の取組みをさらに拡充するとともに、十分な予算を措置すること。

(9) 奨学金、授業料、校則について

① 国際人権規約が謳う中等・高等教育への漸進的無償化の要請からすれば、貸与型奨学金は縮小していくべきであり、速やかに給付型への転換を図っていくこと。

② 家庭の経済状況によって大学進学を断念することのないよう、大阪府立大学における授業料減免制度を改善すること。特に、新入生のうち生活保護世帯の子どもについては、入学試験に合格したことをもって「成績」要件を満たしたものとし、全額免除とすること。

③ 府立高校における頭髪指導をめぐる訴訟事案が大きく報道されたことをきっかけに校則の見直しが多く、多くの学校で実施された。引き続き校則については、児童生徒の実情や保護者の考え方、地域の状況、時代の進展などを踏まえ、児童生徒や保護者から意見を聞いた上で、絶えず点検・見直しを行うよう、今後指導していくこと。

6 暮らしを支える

(1) 消費者被害対策

① Facebook、LINE等のSNSの絡んだ消費者トラブルが急増している。また、高齢者らを狙った特殊詐欺事件が大阪で多発し、被害額が大変な高額となる事

案も発生している。予防と取締りに向けて一層の取組みを推進すること。

② 民法改正により2022年より成人年齢が18歳に引き下げられる。それに伴い、保護者の同意なしにクレジット契約が可能となるなど、さまざまな問題が懸念される。大阪府・大阪府教育委員会として、成人年齢が引き下げられることによる問題点を整理し、必要な情報を府民に周知すること。

(2) 生活困窮者対策

① 平成27年4月から生活困窮者自立支援制度⁽⁴⁵⁾が始まった。これまでは事実上、生活保護給付が唯一のセーフティネットであったが、同制度は生活困窮者に現実的な自立への道筋を提示するものである。

しかし現状は、自治体によって取組みの態様は様々で、平成28年度においては約3割が相談窓口だけを設置しているといった有様である。生活再建につながる有効な手立てが講じられるよう努めなければならない。

② 制度における就労訓練者について、民間事業所への受け入れが円滑に進むよう、府は新規事業所開拓や事業所支援（補助金・優先発注など）を実施し、生活困窮者の仕事づくりに手厚く取り組むこと。

(3) 住宅への支援

① 簡易宿泊所の火災事故は深刻であり、宿泊者を守る消防設備等の整備を急がなければならない。そのための特別融資制度を検討すること。

② 孤独死や事故などへの懸念が障壁となって、単身高齢者の住宅確保が難しくなっている。貸し渋りなどで自立した生活を送れない高齢者や障がい者のためには、家主と行政の連携による「文京すまいるプロジェクト」（東京都文京区役所）のような先進的なシステムが必要であり、府においても同様の制度導入を検討すること。

⁽⁴⁴⁾ 義務教育学校 小学校課程から中学校課程まで義務教育を一貫して行う学校。

⁽⁴⁵⁾ 生活困窮者自立支援制度 平成27年4月からスタートした生活困窮者の支援制度。生活全般にわたる困りごとの相談窓口が全国に設置され、セーフティネットの拡充につながることを期待される。

③ 分譲マンションの実態調査とともに、昨年度から管理組合等への支援策を講じているが、府民への周知が不十分であり、府の施策そのものを知らない府民が多数存在する。せつかくの制度がしっかりと活かされるよう努めること。

7 勤労者・中小企業・大阪を元気に

(1) 働き方改革の推進

公労使（府もメンバー）による働き方改革推進会議が設置され、14項目を掲げた共同宣言を出したが、数値目標を含め、実効性のあるものとするための府の取り組みを着実に進めること。

(2) 自殺防止・ニート・ひきこもり対策

① 警察庁の自殺統計によれば、自殺者数は年々減少傾向にあるが、年齢階級別では40歳未満での減少率が低い。また、発見時間帯別の自殺者数は、午前6時以降に急速に発見率が上がることで、その前の深夜帯に実行していることが推測される。これらのことから、若年層へのアプローチや深夜時間帯での相談窓口の充実をはじめとした見直しを行うこと。

② ニート・ひきこもりの若者に対して、生活の基礎から指導し、自立させる支援プログラムを充実させること。

国が自治体と共同で設けた「地域若者サポートステーション（＝サポステ）」事業がより活動を充実できるよう、施策の拡充に努めること。

(3) メンタルヘルス

中小零細企業において、従業員を対象としたメンタルケア⁽⁴⁶⁾への取り組みには遅れがある。このことも含め、労働者の待遇改善につながる公共サポートと同時に、人材確保につながる雇用者へのサポート体制を強化す

⁽⁴⁶⁾ メンタルケア 精神面での援助・介護のこと。近年、企業内で従業員がさらされる精神的プレッシャーには大きなものがある。

ることが必要であり、府の単費投入も含めて検討すること。とりわけ、過重労働・過労死対策に重点的な取り組みを行うこと。

(4) ブラック企業とワークルール

① 労働者の人権と労働関係法令を無視し、利益を優先する企業には、厳正に対処すべき。また、このような企業が府の発注する事務事業の受注者となることができない規制を設けること。

② ブラック企業・バイト⁽⁴⁷⁾などの横行は、働く側の「労働契約と労働関係法令」に関する十分な知識のないこともその原因の一つと指摘されており、高校生・大学生・若年社会人がワークルール⁽⁴⁸⁾を学ぶ取組みと、相談窓口を強化すること。

(5) 公契約

① 昨今、競争とコストダウンばかりが強調される公共発注であるが、本府経済への浮揚効果も同時に充足することが必要であり、そのためにも、地元労働者の適正な賃金確保につなげるべく、公契約のルールづくりに取り組むこと。

② とりわけ、消費増税後、価格転嫁をさせない企業があり、下請け2法⁽⁴⁹⁾やガイドラインを周知徹底し、公正取引に向けて監督行政庁と連携を図り、適切な行政指導を行うこと。

③ 全国に名前が浸透している大企業において、不正検査や低品質資材へのすり替えなど、あってはならない事件が今なお相次いでいる。公共事業の安全・公平・公正さを守るために、これらに厳正な姿勢で臨むこと。

⁽⁴⁷⁾ ブラック企業・バイト 就業することを勧められない企業・アルバイトのこと。名称は違法な長時間労働などをさせ、入社することを勧めることのできない「ブラック企業」になぞらえて命名された。

⁽⁴⁸⁾ ワークルール 労働に関する基本的・基礎的な決まりや職場のさまざまな労働条件を決めた慣行的ルールのこと。労働条件は原則として労使間の労働協約で定められているが、近年は偽装請負的な形態をとるものが現れている。

⁽⁴⁹⁾ 下請け2法 下請代金支払遅延等防止法、下請中小企業振興法の2法の総称。発注者側の優越的地位を利用した大企業による不当要求から、下請け中小企業を守るための法律。

(6) 中小企業の振興対策

- ① 府の中小企業振興基本条例⁽⁵⁰⁾が制定されて7年が経過するも、目的である中小企業振興はまだまだ道半ば。条例の趣旨にのっとり、積極的な取組みと効果的な施策展開を実践すること。
- ② 社会保険料の事業者負担や雇用保険など、労働者を守る最低限のセーフティネットを負担しない事業者は、公共発注から除外するよう措置すること。
- ③ 今年度から重点課題とした中小企業の事業承継については、その趣旨がしっかりと活かされるよう、関係機関一体となった取組みを進めること。

(7) 商店街の復興

これまで街の中心として、さらに地域の暮らしに大きな役割を果たしてきた商店街が、車社会の進展と大型店舗の進出などによって、シャッター通りと言われるようになってきている。少子高齢社会の中で、商品販売のみにとどまらず、福祉的観点からもその役割をしっかりと見直し、商店街の活性化のため、府が積極的にサポートすること。

(8) 国家戦略特区等について

- ① 統合型リゾート（IR）⁽⁵¹⁾については、特定複合観光施設区域整備法が成立し、本格的に動き出した。刑法における賭博罪・依存症・マネーロンダリング⁽⁵²⁾、さらに環境問題など様々な課題があり、知事自らが国に対する要望課題として依存防止や地域風俗環境への対策を求めている。また国民世論でも「カジノ反対」の声が多数を占めていることも示されており、大阪へのカジノ誘致は早急に断念すべきである。

⁽⁵⁰⁾ 中小企業振興基本条例 中小企業が地域経済で果たす役割の重要性に鑑み、中小企業の振興について、府の責務、基本方針等を明らかにし、中小企業の健全な発展を図ることで、大阪経済の活性化、雇用機会の創出、府民生活の向上に寄与することを目的としている。

⁽⁵¹⁾ 統合型リゾート（IR） IntegratedResortの略。カジノやホテル、会議場、ショッピングモール、レストランなどが一体となった大規模な観光施設。

⁽⁵²⁾ マネーロンダリング 日本語で資金洗浄を意味。麻薬取引、脱税、粉飾決算などの犯罪によって得られた資金（汚れたお金）の出所をわからなくすること。

② 外国人家事支援人材⁽⁵³⁾の受入が可能となり、すでに府内でも働いているが、支援人材の権利が侵害されることのないよう、状況把握に努めること。

③ 大阪のホテル不足を補うため、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業⁽⁵⁴⁾が一昨年4月から始まったが、これまでは利用者・事業者への配慮ばかりが重要視されたと言わざるを得ない。民泊新法（住宅宿泊事業法）がスタートしたこともあり、「住民の平安と住環境」を守っていくことに軸足を移すとともに、違法民泊等に対しては厳しい姿勢で臨むこと。

(9) 観光客の増加へ

- ① 大阪へのインバウンド⁽⁵⁵⁾の急増に伴い、多言語対応の強化やWi-Fiの整備拡充など、喫緊の課題となっている観光客の受入環境整備の充実・強化を図ること。
- ② 府内に最低1ヶ所、多言語での相談・診療ができる人材を配置し、外国人が安心して受診できるインターナショナル病院を設置すること。
- ③ インバウンドの急増や爆買いに伴って、「思い込み、錯覚」に陥ることのないよう、他府県が実施しているような詳細な分析（訪問の目的、訪問地、移動手段、パッケージ旅行か否か、食事を中心とした満足度など）を行い、ムダなおもてなしを排し、着実な受け入れ態勢にしていくこと。
- ④ 関空等における違法な白タク運行などによりやく取り締まりが始まったが、あらゆる手段を講じて絶滅させること。

(10) トラック協会への補助金復元

大阪府トラック協会への運輸事業振興助成補助金⁽⁵⁶⁾を府が独自に減額していることは極めて不適切な

⁽⁵³⁾ 外国人家事支援人材 一般家庭等へ「家事支援サービス」を提供する企業に雇用される外国人労働者などの総称。

⁽⁵⁴⁾ 国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業 いわゆる特区民泊のことで、国家戦略特別区内では知事の認可を得て、旅館業法の適用を除外して運営することができるが、日数制限等がある。

⁽⁵⁵⁾ インバウンド インバウンドツーリズムの略。外国人の訪日旅行。また、訪日旅行者。

⁽⁵⁶⁾ 運輸事業振興助成補助金 「運輸事業の振興の助成に関する法律」の趣旨を踏まえ、交通安全や環境保護の促進に寄与する団体等

判断である。他の都道府県と同様に支出することが好ましく、速やかに復元すること。

(11) 安全安心な持続的農業の推進

① 大阪産（もん）⁶⁷のブランド力の向上と地産地消を中心とした販路と消費の拡大、新規就農や企業参入への積極的な支援による人材育成と確保、他分野産業との連携による6次産業化などを強化し、豊かな食生活と自然環境を実現すること。

② 大阪エコ農産物の振興、特に北河内地区のエコれんげ米の生産面積および消費の拡大を図ること。

8 安全・快適なまちを

(1) 公共交通

① 府は公共交通の維持・活性化に向け、沿線自治体と一体となった取り組みが必要である。また、密接な利害を有する地域住民や運輸産業関係者などが一体となって「公共交通網の確立」を急ぐこと。利用者にとって利便性の高い交通網は各市町村の活性化にも役立つものである。また、府は各地域で進められる協議会などの組織づくりをサポートすること。

② 連続立体交差事業⁶⁸（枚方市域・大阪市域等）の着実な推進が可能となるよう、国への積極的な働きかけを引き続いて行うとともに、予算枠の確保対策などを積極的に行うこと。

③ 府民が安全で安心して利用できる公共交通となるよう、政府が求めている鉄道駅における転落防止のためのホームドア整備や、バリアフリー対策などに関する設置・維持について、一方的に事業者の負担とならないように鉄道事業者とともに対策を講じること。

④ 高速道路料金を利用者の立場に立った体系に改めていくこと。

⑤ 都市部での利便性や定時性の向上と、過疎地域での公共交通が将来にわたり安定的に維持できるよう、経営の難しい鉄道・バス路線の維持に向けた支援策を講じること。

⑥ バス運転士不足は路線の維持に大きな影響をおよぼすまでに深刻化をしていることから、大型二種免許の取得要件緩和などのバス運転士不足解消にむけた対策を事業者とともに講じること。

⑦ 淀川渡架橋の早期建設と、これに伴うアクセス道路のあり方を地元市とともに着実に整備すること。また、地域住民から出されている新名神に関する様々な課題提起に真摯な対応を行うとともに、スマートインター⁶⁹設置に向け、国・NEXCO・地元市とともに再度検討を行うこと。

(2) 空き家対策

① 空き家の存在は、火災の発生源となるに留まらず、延焼を引き起こす恐れや、災害発生時に避難・救助・救援活動に支障を及ぼすことで被害を拡大させる恐れもあり、解決すべき重要課題である。空き家近隣の住宅・住民に危険を及ぼさないよう対策を強化すること。

② 住宅弱者の居住環境の改善や、地域活動の拠点作りにおいて、現存する空き家は活用の余地がある。地域の方々からアイデアと協力を得て、現実的な対応策を検討すること。

③ 府営住宅の入居者死亡等によって家財道具等が残り、新たな入居に支障が出ている住居が相当存在していることから、これの解決に向けた方策が国からも示され、本府の取り組みも本格的になってきたが、さらに期間の短縮、費用の縮減に取組み、民間住宅での同様のケースへのサポートも行っていくこと。

を対象とした補助事業。

⁶⁷ 大阪産（もん） 大阪府内で栽培・生産される一次産品とそれらを原材料とした加工食品で、大阪の特産と認められる。（「大阪産（もん）名品」のこと。

⁶⁸ 連続立体交差事業 鉄道の一定区間内にある複数の開かずの踏切を撤去し、渋滞解消と交通安全のため、高架化もしくは地下化する事業で、自治体が事業主体となる。

⁶⁹ スマートインター 高速道路で係員に直接料金を支払う「一般レーン」がないETC専用のインターチェンジ。一時停止をしないと通行できない。

(3) 異常気象と環境対策

① 近年になって爆発的に急増し、また大規模化している局地的な風水害の実態と被災状況を詳細に分析し、住民の防災意識、警報等の発令の時期とあり方、避難場所や経路、受援体制の確立、情報伝達のスピードと伝達の範囲・精度の再確認などを今後に生かすこと。

また、ソフト・ハード両面において府内市町村との連携、支援を充実すること。

② 森林環境税⁽⁶⁰⁾を活用した危険溪流の流木対策や斜面における倒木対策を一層強化し、自然災害への対策に万全を期すこと。また税の導入による具体的な事業展開について、費用対効果を府民がしっかりと把握できるようその見える化に一層取り組むこと。

③ ため池の防災・減災対策として、ため池耐震性調査診断やため池ハザードマップ⁽⁶¹⁾作成などを計画的に行ってきたが、今回の北部地震によって被害が現実が発生しており、安全性を再検証するとともに、補修等の安全対策を必要とするため池への積極的な助成を講じること。

(4) 危機管理

① 今年の北部地震や豪雨、台風は、これまでの防災・減災対策、受援体制などを根本的に見直す必要があることを教えた。また、帰宅困難者対策など大都市特有の課題も多く、被害を受けた市町村とともに、丁寧に、早急に、改善策をまとめ、府民全体のものとする。

② BCPの策定が相当進んできたが、地震対応が中心であり、大規模集中豪雨や台風等で、策定済みのBCP課題が浮き彫りになった。改めて検証し、官公ともに万全を期すこと。

③ 今年の自然災害で避難生活を余儀なくされた高齢者や障がいのある方々への非常食のあり方等で、各種団体等との日頃の連携・意見交換等がいかに重要であるかが証明された。不適切食材やアレルギー対策等、

個人々の特性を理解したソフト対策が全府域でとられるようにすること。

④ 災害時に備え、平時から「誰でも分かる優しい表現」で正しい情報を伝えられる取組みを進めること。

(5) 警察力の充実

① 犯罪発生時の万全な対処は、同時に、将来の抑止力にもつながるものである。警察の組織体制は、どれほどの水準であろうと十分ということはなく、警察官のより一層の増員に努めること。

また、警察が府民の信頼を得るためには不祥事があってはならず、信頼される身近な警察実現へ不断の努力を重ねること。

② 警察官の職務は、常に危険と隣り合わせのものであり、財政上の理由で装備資機材を不十分なまま放置することなど、絶対にあってはならない。必要な装備資機材は漏れなく充実させ、警察官が安心して職務を遂行できる環境づくりに努めること。

③ 防犯カメラの存在は、犯罪の事前予防、抑止力を高めることにつながるものであり、今後も積極的な増設に努めること。

④ 危険な交差点などをつぶさに点検・把握し、重点的な信号機の設置を進めること。特に、子どもの横断歩道での交通事故は歩行者側が青信号でも発生する事例もあることから、子どもの命と安全を守るため、歩車分離信号の設置を促進すること。

また、耐用年数を過ぎ老朽化した信号制御機⁽⁶²⁾についても、引き続いて計画的な改善に取り組むこと。

⑤ 不祥事の多発を食い止め、警察への信頼をより確かなものとされるよう取り組むこと。

(6) 自転車の安全対策とモラル

① 自転車保険が確実に定着するよう、関係機関との連携を進めること。

⁽⁶⁰⁾ 森林環境税 森林保全等に必要の財源を確保することを目的として地方税等に課される超過課税。大阪は300円/1年。

⁽⁶¹⁾ ハザードマップ 自然災害の被害予測地図のことで、その被害がどの程度になるかを地図化したもの。

⁽⁶²⁾ 信号制御機 交差点に原則一つずつ設置してある。時間帯に応じて、あらかじめプログラミングされた通りに自動的に信号の周期を変える。交通管制センターとつながり、実際の交通量に応じて周期を変えるものもある。

② 府内道路における自転車レーンの整備を計画的に推進すること。

③ 最近、自転車運転のルール違反が目立ち、事故も多発していることから、信号無視、一時停止せず、逆進行等での取締りを始めたが、まだ十分な周知が出来ていない。毎年春と秋に実施している交通安全週間のようにより徹底した取組みとすること。

(7) 都市インフラの老朽化対策

① 道路、橋梁、上下水道管などの様々な都市インフラについて、高度経済成長期に建造されたものが数多く、今後、大規模な修繕や施設更新が一時期に集中する恐れのあることを、かねてより指摘してきた。知事はこれを受け、計画的な修繕、更新を進めるとし、一定枠の予算を確保しているが、現在の取組みスピードで老朽化対策は万全とは言えない。今回の北部地震はそのスピードアップが必要であることを教えた。対象物をすべて具体的に把握した上で、それぞれの達成年度を前倒しして、府民の安全・安心を守ること。

② 持続的な下水道機能の確保に向けた下水道法の改正を受けて、市町村へのサポートの充実に努めるとともに、府の全施設・設備の点検を改めて行うこと。

③ 道路整備については、低騒音で保水性の高い舗装を行っていくこと。

④ この1年間の大規模自然災害の被害状況を詳細に分析し、道路・橋梁・住宅・学校…等、早急に必要な安全対策を講じるとともに、問題が発見された場合は速やかにこれを明らかにし、市町村との役割分担等を改善すること。

◎この資料は、知事に手交したものと同じですが、普段聞きなれない行政用語等を理解し易いように用語説明を付しています。

この提言・要望は、各ページ末に用語説明を付しています。